

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

黒石市外国語指導助手任用規則（平成24年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 職務（第3条・第4条）
第3章 任用期間及びその終了（第5条・第6条）

」

「

第2章 身分及び職務（第3条・第4条）
第3章 任用期間等（第5条―第6条）

」

第2条中「一般財団法人自治体国際化協会」の次に「（第5条の2第1項において「自治体国際化協会」という。）」を加える。

「第2章 職務」を「第2章 身分及び職務」に改める。

第3章中第5条の次に次の2条を加える。

(同意書の提出)

第5条の2 新たに外国語指導助手として任用される者は、自治体国際化協会が定める同意書に署名の上、当該同意書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により、当該外国語指導助手が再度任用される場合について準用する。この場合において、前項中「新たに」とあるのは、「再度」と読み替えるものとする。

(サービスの宣誓)

第5条の3 黒石市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年黒石市条例第24号）第2条第3項の規定による教育委員会が定める外国語指導助手のサービスの宣誓は、前条第1項の規定による同意書の提出とする。

「第3章 任用期間及びその終了」を「第3章 任用期間等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。